

## 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

### 1 概要

- 本年6月に公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）が一部改正され、最近の物価の変動等を踏まえて、国政選挙における選挙公営の基準単価が引き上げられたため、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）についても所要の改正を行うもの

### 2 改正の主な内容

- 国政選挙の公営単価に準じ※、条例で定める公営単価を施行令と同額になるよう引き上げる。
  - ※ 従来から同額に定めている。

選挙公営の区分	条例による選挙公営の有無		公営単価改定の有無
	岐阜県知事選挙	岐阜県議会議員選挙	
選挙運動用自動車	有	有	無
選挙運動用ビラ	有	有	有
個人演説会告知用ポスター	有	—	有
選挙運動用ポスター	有	有	有

- 改定後の公営単価は別紙のとおり

### 3 施行日

- 公布の日
- 改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用する。

別紙

改定される公営単価（単価は消費税及び地方消費税を含む。）

① 選挙運動用ビラの作成に係る費用（作成枚数1枚当たり）

区 分	改定前単価	改定後単価	改定額
5万枚以下の場合	7円73銭	8円38銭	+65銭
5万枚を超える場合	5円18銭	5円62銭	+44銭

※5万枚を超える場合の計算式（改定後）

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$$

② 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用

区 分		改定前単価	改定後単価	改定額
印刷費（ポスター 1枚当たり）	ポスター掲示場数が500 以下の場合	541円31銭	586円88銭	+45円57銭
	ポスター掲示場数が500 を超える場合	28円35銭	30円73銭	+2円38銭
企画費		316,250円	316,250円	改定なし

※ポスター掲示場数が500以下の場合の計算式（改定後）

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※ポスター掲示場数が500を超える場合の計算式（改定後）

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$